

款	災害復旧費	項	文教関係災害復旧費	事業区分	新規	拡大	継続	(単位：千円)
事業名	指定文化財等復旧事業							
施策の大綱	心の豊かさとたくましさを育む教育の推進と、子どもや市民の明るさがあふれるまちづくり							
予算額	財源内訳					予算の概要		
	国県支出金	地方債	その他	一般財源				
21,164	9,175			11,989	・負担金補助及び交付金			21,164

【事業の目的】

東日本大震災によって被害を受けた文化財の修復工事を行い、貴重な文化財を本来の姿に戻すことにより、文化財の保護・保存に努めるとともに、その修復費用を助成して文化財所有者の負担を軽減することにより、郷土の誇る文化財を次の世代に継承していくことを目的としています。

【事業の概要】

東日本大震災により被害を受けた茨城県指定建造物「矢口家住宅」の修復工事に係る費用の一部を助成します。

なお、修復工事については、平成24～27年度の4か年で実施し、平成25年度からは、所有者の負担軽減を図るため、国の「社会資本整備総合交付金」を活用しています。

- ・平成24年度 元蔵解体修理
- ・平成25年度 元蔵・店蔵・袖蔵解体修理
- ・平成26年度 店蔵・袖蔵解体修理
- ・平成27年度 店蔵・袖蔵・米蔵外解体修理

◎県指定建造物「矢口家住宅」

補助対象経費 126,988千円

県補助金 95,241千円 (補助対象経費の3/4以内)

市補助金 21,164千円 (補助対象経費から県補助金を除いた額の2/3以内)



修復中の矢口家住宅

【期待される効果】

震災で被害を受けた指定文化財等の復旧工事を行い、貴重な文化財を元の状態に戻すことで文化財の保護と保存を図ります。また、文化財修復費用の助成を行い、文化財所有者の経費負担を軽減することにより、私たちの郷土に受け継がれてきた貴重な文化遺産を、次の世代へ引き継ぐことができます。